

土地帰属手続きに必要な書類

- 1 登記承諾書
- 2 登記原因証明情報
- 3 印鑑証明書(会社法人等番号が記載されているもの)
- 4 現場案内図

- 5 委任状(省略可能)

※ 手続き書類に関する問い合わせ先がわかるものがあれば省略可能

- 6 公図の写し

- 7 地積測量図(写しでも可能)

- 8 土地登記簿謄本(権利部乙区に事項がないこと)

※ 抵当権等がついたままではお受けできません。

- 9 代表者事項証明書 (会社法人等番号の記載により省略できる。)

- 10 現地写真(全体)

※ ただし、併せて住所等の変更の登記申請が必要な場合で、

現在の会社法人等番号により登記記録を確認できない時には

代表者の資格を確認することが出来る「作成後1か月以内の登記事項証明書」と

住所移転の事項を確認できる「閉鎖登記事項証明書」又は「閉鎖登記簿謄本」の

提出が必要となることもあるのでご確認ください。